

水道水の水質検査結果について

水道局では、定期的に水質検査を実施し、水道水が安全で良質なことを確認しています。

令和2年度水質検査結果

| | |
|------------|------|
| 水質基準項目 | 51項目 |
| 水質管理目標設定項目 | 25項目 |
| その他の項目 | 8項目 |



全て基準値以内
又は目標値以内

- 水質基準項目は大腸菌やトリハロメタンなどの健康に関する項目と、臭気などの水道が有すべき性状に関する項目に分かれており、それぞれに基準値が定められています。
- 水質管理目標設定項目は水質管理上留意すべき項目で、目標値が定められています。
- その他の項目は福島第一原子力発電所の事故による放射性セシウムや、浄水処理に有用となる項目です。

検査項目のうち、毎日測定する必要がある濁度、色度、残留塩素は本城浄水場及び配水管末に設置した計器で24時間連続監視しています。それ以外の検査項目は、水道法施行規則に則り毎月又は3か月に1回の頻度で検査を行っています。また、水道局で検査できない項目は専門の検査機関に検査を委託しています。

より詳しい検査結果を知りたい方は水道局ホームページをご覧ください。

◆お問い合わせ：本城浄水場 ☎0479 (22) 8815

貯水槽(受水槽や高置水槽)を設置されている方へ

日頃から、貯水槽の外観をよく確認をして漏水の有無を確認してください。

老朽化などによる漏水が生じている状態が続くと、使用料金が高額となってしまいます。

